

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 28 年 9 月 20 日発行
 有 限 会 社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 神田 康正
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アケイ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

来春から遺産相続手続きが簡便になる？！

1. 被相続人・相続人全員の情報が記載された証明書 1 通により名義変更が可能に！

現況の遺産相続手続きでは、不動産や預貯金等の金融資産の名義変更を行う場合、法務局や銀行・証券会社等にそれぞれ被相続人・相続人の戸籍や遺言書または遺産分割協議書等の提出が必要であり、その書類収集がとても大変なのが現状です。しかしパブリックコメントによると、この煩雑さを解決するために不動産登記規則等を改正し 2017 年度春より、一度上記の様な必要書類を法務局に提出すれば、上記書類の代わりになる被相続人・相続人全員の情報が記載された証明書の写しが交付されますので、この証明書の写し 1 通を以て不動産や預貯金等の金融資産の名義変更が可能になることが見込まれています。

2. 現行と新制度のイメージ

【現 行】

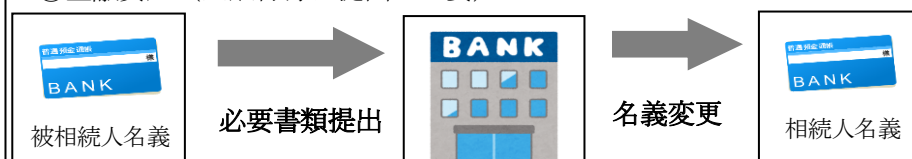
①不動産（※不動産のある地域毎に提出が必要）



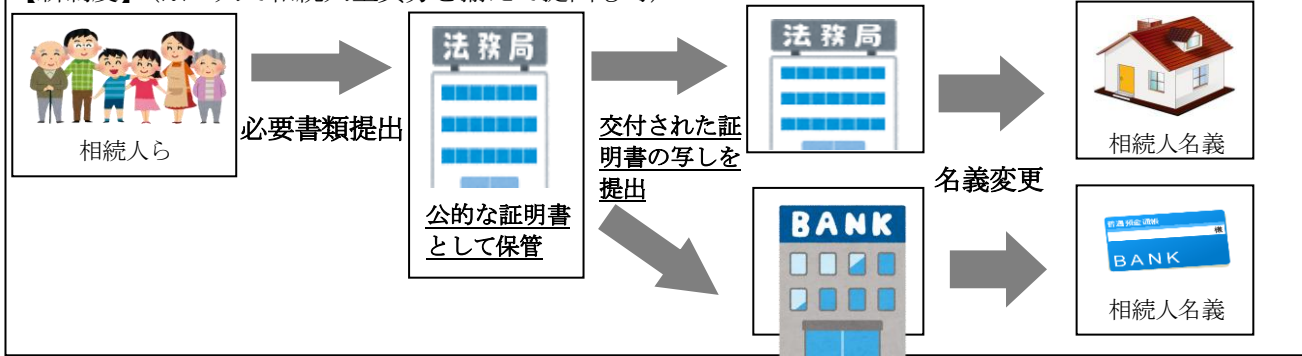
※必要書類提出

- ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本及び除籍謄本
- ・相続人の現在の戸籍謄本
- ・相続人の住民票
- ・遺言書及び分割協議書
- ・相続人の印鑑証明 etc..

②金融資産（※銀行毎に提出が必要）



【新制度】（※一人で相続人全員分を揃えて提出も可）



3. まとめ

上記の様に新制度になれば、名義変更が必要なものの数だけ必要書類を集める必要はなくなるため、今までよりは遺産相続手続きが簡便になります。しかし名義変更のために提出する証明書の写しの交付の為には今まで通り最低一通の必要書類の収集が必要であることは変わりません。これからマイナンバーの運用が戸籍や銀行預金等でもされるようになれば更に手続きが簡便になると思われます。しかし現況においては、相続人間の調整が上手くいかず遺産分割がまとまらなければ名義変更がスムーズに行えない為お困りのケースが多いかと思えます。そのような際はぜひ一度弊社までご相談下さい。スムーズな遺産分割協議や名義変更のお手伝いをさせていただきます。